

輸血拒否される方へ

当院では、輸血拒否に対して「相対的無輸血」の方針に基づき、以下のように対応します。

1. 当院では、宗教的理由で輸血を拒否される患者さんに可能な限り無輸血治療の努力を行います。生命に危機が及び、救命のためには輸血が不可避と医師が判断した状況に限り、「相対的無輸血」の方針のもと輸血を実施します。この場合、輸血同意書が得られなくても輸血を実施します。
2. 患者さんが提示される「免責証書」など、「絶対的無輸血」に同意する文書には署名しません。
3. 当院の方針を十分に説明し理解を得る努力を行います。その際における患者さん及びご家族との話し合いや診療状況の内容は、すべて診療録に記載するとともに、当院の倫理委員会に報告します。
4. 以上の方針は、成分輸血に限らず生物由来製剤の使用、自己血輸血においても、患者さんの意識の有無・年齢にかかわらず適用します。
5. 当院の方針にどうしても同意が得られず、時間的猶予がある場合には、患者さんの宗教的信条を尊重する立場から、転医をお勧めします。

【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力し、生命の危機や重篤な障害に至る危機がない限りで輸血を行わないという立場・考え方

【絶対的無輸血】

たとえ生命の危機に陥っても輸血をしないという立場・考え方

2021.1.21 倫理委員会